



福岡医発第2520号(地)

平成26年12月15日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

野鳥の糞便における高病原性鳥インフルエンザウイルス
(H5N8亜型)の検出について

平成26年11月27日付け福岡医発第2370号(地)及び平成26年12月1日福岡医発第2425号(地)にて、野鳥の糞便から高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)が検出された旨、ご連絡申し上げておりますが、今般、新たに鳥取県及び鹿児島県において同様に高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)が検出された旨、別添のとおり厚生労働省健康局結核感染症課より福岡県健医療介護部を通じて情報提供がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 田中泰之
会長 廣瀬真恵

26保衛第2441号-2
平成26年12月1日

公益社団法人 福岡県医師会長
公益社団法人 福岡県病院協会
一般社団法人 福岡県私設病院協会
公益社団法人 全国自治体病院協議会福岡県支部
一般社団法人 福岡県精神科病院協会

殿

福岡県保健医療介護部長
(保健衛生課感染症係)

野鳥の糞便における高病原性鳥インフルエンザウイルス (H5N8 亜型)
の検出について

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このことについて、厚生労働省健康局結核感染症課長から、別添(写)のとおりの情報提供がありましたのでお知らせします。

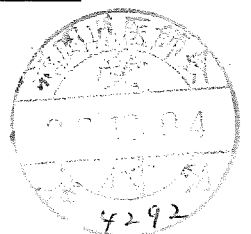
つきましては、貴会会員に対して周知をお願いします。

(担当)

福岡県保健医療介護部保健衛生課
感染症係 中山

TEL:092-643-3268

FAX:092-643-3282



事 務 連 絡

平成 26 年 11 月 27 日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

野鳥の糞便における高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8 亜型）
の検出について（情報提供）

今般、鳥取県において採取された野鳥の糞便から、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8 亜型）が検出されましたので、お知らせします。

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥類やその死体等に濃厚に接触した場合を除いて、通常は人に感染することがないと考えられています。引き続き、「野鳥等における鳥インフルエンザ（H5N1）の発生への対応について」（平成 20 年 10 月 1 日付け健感発第 1001001 号）等に基づき、野鳥等からの感染予防の留意事項にかかる周知等必要な対応について遺漏なきようよろしくお願いします。

別添：環境省による公表資料



東京都・神奈川県同時発表

報道各社御中 ← 環境省広報室

鳥取県で採取されたカモ類糞便における鳥インフルエンザ検査状況等及び
東京都で回収された死亡野鳥における鳥インフルエンザ検査状況等について
(H26.11.27)

現時点での検査状況等について、以下のとおりお知らせします。

番号	都道府県	場所	種名	回収日	簡易検査	遺伝子検査	確定検査	監視重点区域指定状況
1	鳥根県	安来市	渡り鳥糞便	11/3 採取			11/13 高病原性鳥インフルエンザウイルス (H5N8亜型)と判明	11/13指定
2	東京都	江東区	ホシハジロ	11/13 回収	陰性	11/17 陽性	11/25 インフルエンザウイルスは検出されず	11/17指定 11/25 18時解除
3	宮城県	栗原市	オオハクチョウ	11/19 回収	陽性		11/27 インフルエンザウイルスは検出されず	11/19指定 11/27 11時解除
4	千葉県	長生郡長柄町	カモ類糞便	11/18 採取	陽性	11/20 陽性	11/22 高病原性鳥インフルエンザウイルス (H5N8亜型)と判明	11/20指定
5	鳥取県	鳥取市	カモ類糞便	11/18 採取			11/27 高病原性鳥インフルエンザウイルス (H5N8亜型)と判明	11/27指定
6	東京都	大田区	ホシハジロ	11/26 回収	陽性		確定検査機関に送付 ※参照	11/27指定

(太枠内下線が今回の情報です。)

【No.5の案件について】

26日(水)、鳥取大学の独自調査により、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5 亜型)であることが判明したカモ類の糞便1検体について、27日(木)、同大学において実施された検査により、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8 亜型)であることが判明しました。すでに高病原性であることが判明していることから、これによる対応の変更はありません。引き続き野鳥監視重点区域での監視を行うとともに、野鳥緊急調査チームの派遣準備を開始。

【No.6の案件について】

東京都により26日(水)に回収されたホシハジロの死亡個体1羽について、27日(木)に実施された簡易検査により、陽性と判明しました。27日、発生地周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、監視を強化しております。27日、動物衛生研究所(確定検査機関)に確定検査のため検体を移送。

※現時点では、簡易検査によりA型インフルエンザウイルス陽性が確認されたものであり、病性は未確定、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたわけではありません。

※確定検査の結果、陰性となることもあります。



【参考：No.5の案件】

1 主な経緯等

- (1) カモ類糞便の採取地点
鳥取県鳥取市

(2) 経緯

- ・ 11月26日22時、鳥取大学より、鳥取県において、大学で独自に行っている渡り鳥糞便調査（11月18日に採取）により、カモ類の糞便1検体から高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）が検出された旨報告があった。
- ・ 27日、糞便採取地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定。

2 対応

- (1) 野鳥監視重点区域において、野鳥の監視を一層強化。
- (2) 全国での対応レベルは、すでに対応レベル3として監視を強化しており、引き続き監視を強化。
- (3) 野鳥緊急調査チームの派遣準備を開始。
- (4) 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html）に掲載）に基づき適切に対応。

【取材について】

- ・ 現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。
- ・ 野鳥緊急調査チームの派遣概要については以下のとおり。
 - ①日 程 11月28日（金）～30日（日）の予定
 - ②人 数 野鳥等調査の専門業者3名程度
中国四国地方環境事務所及び鳥取県職員等が同行予定
 - ③主な調査内容 現地状況把握（鳥類の生息状況調査、死亡野鳥調査、異常個体の有無）、現地指導
＊糞便調査は基本的に実施していない。環境省の鳥インフルエンザ対応マニュアルのとおり、集団渡来地である場合等で環境省が必要と認めた場合に、今回は該当しないため。
 - ④現地取材 ※場所・時間は現在調整中※
 - ⑤調査結果速報 12月1日（月）環境省本省及び中国四国地方環境事務所
同時発表予定
 - ⑥各日の調査状況の問合せ先 中国四国地方環境事務所野生生物課
086-223-1561 但し 17時00分から
18時00分まで
 - ⑦その他調査に関する問い合わせ先 090-7353-3080

【参考：No.6の案件】

1 主な経緯等

- (1) 死亡野鳥の回収地点
東京都大田区（おおたく）



(2) 経緯

- ・ ホシハジロ1体の死体を回収(11月26日)。
- ・ 27日に実施された簡易検査で陽性と判明。
- ・ 同日、発生地周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定。
- ・ 同日、動物衛生研究所(確定検査機関)に確定検査のため検体を移送。

2 今後の対応

- (1) 野鳥監視重点区域において、野鳥の監視を一層強化。
- (2) 環境省が、動物衛生研究所に依頼して高病原性鳥インフルエンザウイルスの確定検査を実施。検査結果判明まで数日から1週間程度かかる見込み。
- (3) 高病原性鳥インフルエンザウイルスが確定した場合には、野鳥緊急調査チームを派遣。
- (4) 全国での対応レベルは、すでに対応レベル3として監視を強化しており、引き続き監視を強化。
- (5) 仮に高病原性鳥インフルエンザと判明した場合には、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html)に掲載)に基づき適切に対応。

【留意事項】

- ・ 現時点では簡易検査により A 型インフルエンザウイルス陽性が確認されたもので、病性は未確定であり、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたわけではありません。
- ・ 確定検査の結果、陰性となることもあります。
- ・ 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをいただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。
- ・ 周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、死亡野鳥に素手で触らない他、野鳥のいる公園等に行った際は、靴で糞を踏まないよう十分注意するなど、「野鳥との接し方について」(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/20101204.pdf)に十分留意されるようお願いします。

【取材について】

- ・ 現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/)

平成26年11月27日(木)

自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

直 通：03-5521-8285

代 表：03-3581-3351

企画官：堀内 洋 (内線6470)

鳥獣専門官：根上 泰子 (内線6676)



健感発第1001001号
平成20年10月1日

各

都道府県
政令市
特別区

 衛生主幹部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

野鳥等における鳥インフルエンザ（H5N1）の発生への対応について

本年4月より我が国で確認されたハクチョウにおける鳥インフルエンザ（H5N1）の発生を踏まえ、今般、環境省自然環境局より、別添1のとおり「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル」の作成について通知があったので、お知らせします。貴職におかれては、野鳥での高病原性鳥インフルエンザ（主として亜型がH5及びH7のA型インフルエンザウイルスによる感染をいう。）に係る各都道府県の鳥獣行政担当部局等による監視体制並びに発生時の対応等についてご了解いただくとともに、関係者へ周知いただくようお願いいたします。

またこの度、特に野鳥において鳥インフルエンザの発生が確認された場合の対応を迅速に行うため、「国内の鳥類における鳥インフルエンザ（H5N1）発生時の調査等について」（平成18年12月27日付け健感発第1227003号当職通知）を補完する対応マニュアルを別添2のとおり定めたので、引き続き、関係部局及び関係機関との連携を密に本病への対応に万全を期されますようお願いいたします。

鳥インフルエンザの感染が疑われる 死亡野鳥等を発見した場合の対応について

－厚生労働省－

平成 20 年 10 月 1 日

この規定は、国内の野鳥において鳥インフルエンザ(H5N1)が発生に備えた対応について、特に関係省庁との連携、接触者調査、感染予防のための注意喚起等の対応に関しての留意事項を示すものであり、「国内の鳥類における鳥インフルエンザ(H5N1)発生時の調査等について」(平成 18 年 12 月 27 日付健感発第 1227003 号本職通知)を補完するものである。

I 通常時における体制整備

1. 関係機関の役割

(1) 厚生労働省の役割

厚生労働省は、鳥インフルエンザ(H5N1)の人への感染予防の観点から、環境省、農林水産省等の関係省庁と連携し、鳥類での本病の発生状況を把握し、都道府県及び保健所を設置する市又は特別区(以下、「都道府県等」という。)に対し、適切な対応について必要な助言を行うとともに、必要に応じて疫学調査等を実施する。また、複数の都道府県等で発生した場合等の措置が円滑に講じられるよう、必要に応じて都道府県等間の連絡調整を行う。

(2) 都道府県等の役割

都道府県等衛生部局は、インフルエンザ(H5N1)の人への感染予防の観点から、鳥獣保護部局、家畜衛生部局及び教育部局等の関係部局と連携し、鳥類での本病の発生状況を把握し、感染鳥類及びその排泄物等(以下「感染鳥類等」という。)の接触者への健康調査等の積極的疫学調査、防疫作業従事者等への基本的な感染予防対策(手洗い、うがいの励行等)、個人防護具(Personal protective equipment; PPE)(以下「PPE」という。)の適切な着用に関する指導及び必要に応じた物件への措置を実施する。

2. 関係部局間の連絡体制の整備

(1) 関係省庁との情報共有

厚生労働省は、関係省庁が鳥類の異常死等鳥インフルエンザ(H5N1)の発生が疑われる疫学情報等を入手した場合には、速やかに情報提供が行われるよう日頃から関係省庁との連絡体制の整備等、緊密な連携を図っておくものとする。

(2) 都道府県等における関係部局との情報共有

都道府県等衛生部局は、鳥類の異常死、鳥インフルエンザ(H5N1)の発生に関する疫学的状況が判明するなど、関係部局が同疾病に関する情報

を入手した場合には、「国内の鳥類における鳥インフルエンザ(H5N1)発生時の調査等について」(平成18年12月27日付健感発第1227003号本職通知)(以下、「課長通知」という。)の第6に基づき、速やかに情報提供が行われるよう、日頃から関係部局等と緊密な連携を図ること。また、鳥インフルエンザ(H5N1)の発生が疑われる等の情報を入手した場合には、(3)の規定により速やかに厚生労働省に報告するとともに、関係部局等に対しても情報提供を行われないこと。

(3) 他の都道府県等、国等との情報共有

都道府県知事等は、課長通知の第6に基づき、Ⅲ2(1)による積極的疫学調査に伴い得られる情報の重要性にかんがみ、調査の過程においても、鳥インフルエンザ(H5N1)の発生状況、動向等を含む調査結果について関係する都道府県知事等との間で共有するとともに、感染症法第15条第5項の規定に基づき、厚生労働大臣に報告を行うこと。

また、鳥類における鳥インフルエンザ(H5N1)の発生が都道府県等の区域を越えて発生し、または発生するおそれがある場合には、厚生労働大臣は、感染症法第63条の2の規定に基づき、積極的疫学調査の実施について必要な指示を行うものであること。

3. 野鳥等からの感染予防

(1) 厚生労働省及び都道府県等

厚生労働省及び都道府県等衛生部局は、課長通知の第2の3に基づき、野鳥はどのような病原体を保有しているか分からないことから、死亡又は衰弱した野鳥を発見した場合は以下のことに留意するよう、日頃から関係省庁や関係部局に対して周知するとともに、住民や観光客等に対して、ホームページや広報等を活用して周知に努めること。

- 死亡又は衰弱した野鳥並びにその排泄物には直接触れないようにすること
- もしも死亡又は衰弱した野鳥並びにその排泄物に触れた場合には、うがいや手洗いを励行すること
- また、発熱等の健康状態に異状が認められた場合には、速やかに医療機関を受診し、死亡野鳥等との接触の機会があったことを医師に伝えること

Ⅱ 発生疑い(死亡野鳥等の発見等)から確定まで

1. 感染予防のための留意事項

厚生労働省は、環境省等から複数の野鳥等の異常死等により鳥インフルエンザ(H5N1)の発生が疑われる旨の連絡を受けた場合には、感染予防として以下のことに留意するよう死亡野鳥等の収容等を行う者等への周知に関して、連絡のあった環境省等に要請するとともに、関係都道府県等の衛生

部局に対し連絡し、同様に周知を要請する。

また、都道府県等衛生部局は、課長通知の第3に準じて、関係部局と連携して感染予防のため、以下のことに留意するよう死亡野鳥等の収容等を行う者等への周知を行う。

- (1) 鳥インフルエンザ(H5N1)の感染の有無が確認されるまでの間は、住民や観光客等が死亡野鳥等に接触しないよう死亡野鳥の収容等の措置を講じるとともに、必要に応じて死亡野鳥等の発見・収容場所の消毒等の措置に努められたいこと
- (2) 死亡野鳥等を収容する場合には、適切なPPEを着用するなど、必要な感染防御措置を講じること
- (3) 死亡野鳥等と接触した者について、鳥インフルエンザ(H5N1)の感染が確認(H5N1亜型が確定)された場合に速やかに健康観察が行えるよう、関係部局と連携して、接触者の特定作業を開始するなど、Ⅲに規定する積極的疫学調査等の準備を行うこと

Ⅲ 鳥インフルエンザの確定から対策まで

1. 鳥インフルエンザ(H5亜型)の判明

厚生労働省及び都道府県等衛生部局は、環境省等から、検査の結果、H5亜型鳥インフルエンザであると判明した旨の連絡を受けた場合には、H5N1亜型が判明した場合に備え、2に規定する措置を実施するための準備を行う。

2. 鳥インフルエンザ(H5N1)の判明

(1) 積極的疫学調査の実施

厚生労働省及び都道府県等衛生部局は、環境省等から、検査の結果、鳥インフルエンザ(H5N1)であると判明した旨の連絡を受けた場合には、課長通知の第4の1の規定に基づき、関係部局と協力連携し、感染症法第15条に基づく周辺の鳥類等の感染状況、感染原因等の調査を行うこと。また、感染鳥類又はその排泄物等(以下「感染鳥類等」という。)に接触したすべての者(以下「接触者」という。)について、感染鳥類等との接触の状況に関する質問を行い、接触の状況に応じ、以下の必要な調査等を実施すること。

①感染鳥類等と直接接触し、その際に適切なPPEを着用していなかった者 ア. 健康調査の内容

- ① インフルエンザ様の症状の有無を確認すること。
- ② 感染鳥類等との直接接触後10日間(最終接触日を0日として10日目まで)は、保健所による指導のもと健康観察(1日2回の検温等)を行うよう要請すること。保健所においては可能な範囲で電話等により健康状態を聴取すること。また、接触状況を踏まえ必要に応じて、この間は公共の場所での活動を可能な限り自粛するよう要請するとともに、やむを得ず外出する際にはマスクの着用を指導すること。

鳥インフルエンザ（H5N1）の感染を疑うような症状が発現した場合には、直ちに保健所に相談するよう要請すること。

- ③ 鳥インフルエンザ（H5N1）の感染を疑うような症状を呈した旨の相談を受けた保健所又は衛生部局は、必要と判断される場合には、速やかに医療機関への受診を勧奨し、医師による診断及び治療が適切に行われるよう配慮すること。

なお、受診の際に感染鳥類等との接触の機会があったこと及びこれまでに実施した検査の結果を医師に伝えるように要請すること。

- ④ その他必要と認める検査を行うこと。

イ. 抗インフルエンザウイルス薬の投与

感染鳥類等との接触状況から感染の可能性が高いと判断される場合であって、予防投与について明示の同意が得られた場合には、予防投与が行われるようにすること。

②適切なPPEを着用した上で、感染鳥類等と直接接触した者

ア. 健康調査の内容

- ① インフルエンザ様の症状の有無を確認すること。
- ② 感染鳥類等との接触の間及びその終了後10日間（最終接触日を0日として10日目まで）は、保健所による指導のもと健康観察を行い、この間に鳥インフルエンザ（H5N1）の感染を疑うような症状が発現した場合には、直ちに保健所に相談するよう要請すること。
- ③ 鳥インフルエンザ（H5N1）の感染を疑うような症状を呈した旨の相談を受けた保健所又は衛生部局は、必要と判断される場合には、速やかに医療機関への受診を勧奨し、医師による診断及び治療が適切に行われるよう配慮すること。

なお、受診の際に感染鳥類等との接触の機会があったことを医師に伝えるように要請すること。

イ. 抗インフルエンザウイルス薬の投与

通常の死亡野鳥等の収容等で適切なPPEを着用していた限り感染の可能性は極めて低く、予防投与の必要はないと考えられるが、感染野鳥の解剖作業に従事した場合など感染鳥類等との接触状況や、接触者に感染が疑われるなどの状況に応じて、予防投与について明示の同意が得られた場合には、予防投与が行われることが望ましい。

③感染鳥類等との直接の接触はないが、発生場所の周辺地域に居住等をしている者

ア. 健康調査の内容

鳥インフルエンザ（H5N1）の感染を疑うような症状を呈した旨の相談を受けた保健所又は衛生部局は、症状発現前10日間の鳥類等との接触状況について確認し、必要と判断される場合には、速やかに医療機関への受診を勧奨し、医師による診断及び治療が適切に行われるよう配慮すること。

イ. 抗インフルエンザウイルス薬の投与
予防投与の必要はない。

(2) 感染予防のための指導

都道府県知事等は、課長通知第4の2の規定に基づき、感染鳥類等の防疫作業に従事する者に対して、以下のことを指導すること。

- ① 作業前後の健康状態を把握すること。
- ② 作業従事に当たっては、手洗いやうがいの励行や、適切なPPEの着用等、必要な感染防御手段を講ずるよう徹底すること。
- ③ 従事に当たっては体調に十分留意すること。

(3) 接触者等に対する情報提供等

都道府県知事等は、課長通知第7の規定に基づき、接触者等に対して、鳥インフルエンザ(H5N1)の鳥類における発生の状況、動向及び原因に関する適切な情報発信を行うとともに、マスクの着用、最寄りの保健所等への相談、医療機関での受診等についての必要な情報提供を行うこと。また、状況に応じ、相談窓口の設置等住民に対する正確な情報の提供、相談対応に努めること。

(4) その他

都道府県知事等は、課長通知第8に規定するように、積極的疫学調査の実施に当たり、「インフルエンザ(H5N1)に係る積極的疫学調査の実施等について」(平成18年11月22日付け健感発第1122001号本職通知・平成20年5月12日一部改正。以下、「課長通知の2」という。)の別添の「接触者調査票」(添付1)及び「接触者に係る体温記録用紙」(添付2)を活用することが可能であること。

3. 患者(疑似症患者を含む。)が確認された場合の対応

都道府県知事等は、課長通知第5に規定するように、Ⅲ2(1)による積極的疫学調査の結果、鳥インフルエンザ(H5N1)患者(疑似症患者を含む)が確認された場合については、課長通知の2に基づく対応を行うこと。

また、厚生労働省は、「新型インフルエンザ発生時等における対処要領」(平成20年4月内閣官房作成)のⅡに基づき、内閣情報調査室に直ちに報告するとともに、記者会見、ホームページへの掲載等により広報を行うなど必要な対応を行うものとする。

26保衛第2441号-3

平成26年12月2日

公益社団法人	福岡県医師会長	}	殿
公益社団法人	福岡県病院協会会長		
一般社団法人	福岡県私設病院協会会長		
公益社団法人	全国自治体病院協議会福岡県支部長		
一般社団法人	福岡県精神科病院協会会長		

福岡県保健医療介護部長
(保健衛生課感染症係)

野鳥の糞便における高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8 亜型）
の検出について

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このことについて、厚生労働省健康局結核感染症課長から、別添（写）のとおりの情報提供がありましたのでお知らせします。

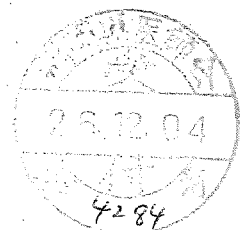
つきましては、貴会会員に対して周知をお願いします。

（担当）

福岡県保健医療介護部保健衛生課
感染症係 諸藤

TEL:092-643-3268

FAX:092-643-3282



事 務 連 絡

平成 26 年 11 月 29 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

野生のマナヅルからの高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8 亜型）
の検出について（情報提供）

今般、環境省から、鹿児島県出水市において回収された野生のマナヅルの衰弱個体から、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8 亜型）が検出されたことについて、別添のとおり発表がありましたのでお知らせします。

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥類やその死体等に濃厚に接触した場合を除いて、通常は人に感染することがないと考えられています。引き続き、「野鳥等における鳥インフルエンザ（H5N1）の発生への対応について」（平成 20 年 10 月 1 日付け健感発第 1001001 号）等に基づき、野鳥等からの感染予防の留意事項にかかる周知等、必要な対応について遺漏なきようよろしくお願いいたします。

別添：環境省による公表資料

報道各社御中 ← 環境省広報室

鹿児島県で回収された衰弱野鳥における鳥インフルエンザ検査状況等について
(H26.11.29 15:30)

現時点での検査状況等について、以下のとおりお知らせします。

番号	都道府県	場所	種名	回収日	簡易検査	遺伝子検査	確定検査	監視重点区域指定状況
1	島根県	安来市	渡り鳥糞便	11/3 採取			11/13 高病原性鳥インフルエンザウイルス (H5N8亜型)と判明	11/13指定
2	東京都	江東区	ホシハジロ	11/13 回収	陰性	11/17 陽性	11/25 インフルエンザウイルスは検出されず	11/17指定 11/25 18時解除
3	宮城県	栗原市	オオハクチョウ	11/19 回収	陽性		11/27 インフルエンザウイルスは検出されず	11/19指定 11/27 11時解除
4	千葉県	長生郡長柄町	カモ類糞便	11/18 採取	陽性	11/20 陽性	11/22 高病原性鳥インフルエンザウイルス (H5N8亜型)と判明	11/20指定
5	鳥取県	鳥取市	カモ類糞便	11/18 採取			11/27 高病原性鳥インフルエンザウイルス (H5N8亜型)と判明	11/27指定
6	東京都	大田区	ホシハジロ	11/26 回収	陽性		確定検査機関に送付	11/27指定
7	鹿児島県	出水市	マナヅル	11/23 回収		11/27 陽性	11/29 高病原性鳥インフルエンザウイルス (H5N8亜型)と判明	11/27指定

(太枠内下線が今回の情報です。)

【今回の案件 (No.7) について】

鹿児島大学(確定検査機関)において実施された確定検査により、高病原性鳥インフルエンザウイルス (H5N8 亜型)であることが判明しました。このため、野鳥緊急調査チームの派遣準備を開始。

1 主な経緯等

(1) 渡り鳥糞便の採取地点
鹿児島県出水市 (いずみし)

(2) 経緯

- ・ マナヅル1体の衰弱個体を回収 (11月23日)。
- ・ 27日(木)に、鹿児島大学(確定検査機関)において遺伝子検査を実施したところ、A型インフルエンザウイルス遺伝子が陽性と判明したと報告があった。



- ・ 27日、回収地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定。
- ・ 27日、鹿児島大学において確定検査を開始。
- ・ 29日（土）、確定検査の結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8亜型）と判明。
- ・ 同日、野鳥緊急調査チームの派遣準備を開始。

2 今後の対応

- (1) 野鳥監視重点区域において、野鳥の監視を一層強化。
- (2) 全国での対応レベルは、すでに対応レベル3として監視を強化しており、引き続き監視を強化。
- (3) 野鳥緊急調査チームを派遣。
- (4) 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」
（http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.htmlに掲載）に基づき適切に対応。

【留意事項】

- ・ 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをいただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。
- ・ 周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、死亡野鳥に素手で触らない他、野鳥のいる公園等に行った際は、靴で糞を踏まないよう十分注意するなど、「野鳥との接し方について」
（http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/20101204.pdf）に十分留意されるようお願いします。

【取材について】

- ・ 現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。
- ・ 野鳥緊急調査チームの派遣概要については以下のとおり。
 - ①日 程 12月2日（火）～5日（金）の予定
 - ②人 数 野鳥等調査の専門業者3名程度
九州地方環境事務所及び鹿児島県職員等が同行予定
 - ③主な調査内容 現地状況把握（鳥類の生息状況調査、死亡野鳥調査、異常個体の有無、糞便調査）、現地指導
 - ④現地取材 場所：クレインパークいずみ駐車場
（※天候によっては同施設ロビー）
時間：⑥へ問い合わせ下さい
 - ⑤調査結果速報 6日（土）環境省本省及び九州地方環境事務所で同時発表
 - ⑥調査に関する問合せ先は、090-5920-8718又は096-322-2413

※ 環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。
（http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/）

平成26年11月29日（土）
自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室
直 通：03-5521-8285
代 表：03-3581-3351
企 画 官：堀内 洋（内線6470）
鳥獣専門官：根上 泰子（内線6676）